

四日市市告示第 98 号

四日市市重度身体障害者訪問給食サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 28 年 3 月 23 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市重度身体障害者訪問給食サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市重度身体障害者訪問給食サービス事業実施要綱（平成 18 年四日市市告示第 377 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、四日市市高齢者生活支援事業要綱（平成 12 年四日市市告示第 115 号）第 4 条に規定する訪問給食事業を利用することができる者は、対象者とし<u>ないものとする。</u></u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 (略)</p>

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式(第5条関係)

四日市市重度身体障害者訪問給食サービス利用申請書

四日市市長

重度身体障害者訪問給食サービスの利用について、次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ			
	氏名	印	生年月日	年 月 日
	住所	四日市市 電話番号		
利用希望	昼食・夕食 計週食			
世帯状況	氏名	続柄	職業(勤務先)・連絡先等	
身体状況・精神状況等	視力	普通・見えにくい・困難	移動	自力で可能・部分的に介助・全面的に介助
	聴力	普通・聞こえにくい・困難	排泄	自力で可能・部分的に介助・全面的に介助
	ことば	普通・話しにくい・困難	食事	自力で可能・部分的に介助・全面的に介助
	床ずれ	無・有〔軽度・重度〕	入浴	自力で可能・部分的に介助・全面的に介助
	おむつ	不要・時々使用・常時使用	着替え	自力で可能・部分的に介助・全面的に介助
	車いす	不要・時々使用・常時使用	(車いすに座っていること) 可能・不可能	
	身体障害者手帳	級・障害名		
その他介護上の注意点、利用希望などの特記事項				

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)